

徳 島 県
ユニバーサルデザインによる
まちづくりの推進に関する条例

解 説 編



徳 島 県

目 次

1	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の構成	1
2	条例の対象施設(生活関連施設及び特定生活関連施設)一覧表	2
3	徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の解説	8
4	整備基準の解説	29

1 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の構成

前 文

第1章 総 則

- 目 的(第1条)
- 定 義(第2条)
- 基本理念(第3条)
- 県の責務(第4条)
- 県民の役割(第5条)
- 事業者の役割(第6条)
- 市町村に対する協力(第7条)

第2章 基本指針等

- 基本指針の策定(第8条)
- 県民の意見の聴取(第9条)
- 推進体制(第10条)
- 財政上の措置(第11条)

第3章 啓発活動の推進等

- 啓発活動の推進(第12条)
- 学習機会の提供等(第13条)
- 情報の提供(第14条)
- 人材の育成(第15条)

第4章 生活関連施設の整備

- 意見聴取(第16条)
- 整備基準(第17条)
- 整備基準への適合(第18条)
- 既存の生活関連施設(第19条)
- 機能の維持(第20条)
- 適合証の交付(第21条)

第5章 特定生活関連施設の整備

- 事前協議(第22条)
- 指導又は助言(第23条)
- 工事完了の届出(第24条)
- 完了検査(第25条)
- 報告の徴収及び立入検査等(第26条)
- 勸 告(第27条)
- 公 表(第28条)

第6章 公共車両等の整備等

- 公共車両等の整備(第29条)
- 公共工作物の整備(第30条)
- 住宅等への配慮(第31条)

第7章 特別特定建築物に追加する 特定建築物等

- 特別特定建築物に追加する特定建築物(第32条)
- 特別特定建築物の建築の規模(第34条)

第8章 雑 則

- 表 彰(第34条)
- 国等に関する特例(第35条)
- 規則への委任(第36条)

附 則

2 条例の対象施設(生活関連施設及び特定生活関連施設)一覧表

(1)建築物(建築基準法第2条第1号に規定する建築物をいう。)

区分	生活関連施設		特定生活関連施設
	施設の根拠等	施設名	
1 官公庁施設等(他の項に掲げる施設(13の項⑦に掲げるものを除く。)に該当するものを除く。)	① 国又は地方公共団体が設置し、事務又は事業の用に供する施設	国、県、市町村、一部事務組合の庁舎等	すべてのもの
	② 第14条に規定する公共的団体の事務所	国立大学法人、国立病院機構、地方住宅供給公社の庁舎等	
2 社会福祉施設等	① 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設(同法第40条に規定する児童遊園(以下「児童遊園」という。)を除く。)	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター	すべてのもの
	② 身体障害者福祉法第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設	身体障害者福祉センター、補装具制作施設、盲導犬訓練施設、視聴覚障害者情報提供施設	
	③ 生活保護法第38条第1項に規定する保護施設	救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設、宿所提供施設	
	④ 社会福祉法第2条第3項第11号に規定する隣保館等の施設	隣保館	
	⑤ 売春防止法第36条に規定する婦人保護施設	婦人保護施設	
	⑥ 老人福祉法第5条の3に規定する老人福祉施設及び同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム	老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター、老人介護支援センター、有料老人ホーム	
	⑦ 母子及び寡婦福祉法第38条に規定する母子福祉施設	母子福祉センター、母子休養ホーム	
	⑧ 介護保険法第8条第18項に規定する認知症対応型共同生活介護を行う施設及び同条第25項に規定する介護老人保健施設	認知症高齢者グループホーム、介護老人保健施設	
	⑨ 障害者自立支援法第5条第1項に規定する障害福祉サー	生活介護事業所、ケアホーム、自律訓練事業所、就労支援事業所、	

		ピス(生活介護、共同生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助に限る。)を行う事業所、同条第12項に規定する障害者支援施設、同条第21項に規定する地域活動支援センター及び同条第22項に規定する福祉ホーム	就労移行支援事業所、グループホーム、地域活動支援センター、福祉ホーム	
3 医療施設等	① 医療法第1条の5第1項に規定する病院、同条第2項に規定する診療所及び同法第2条第1項に規定する助産所		病院、診療所、助産所	すべてのもの
	② あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師に関する法律第9条の2第1項に規定する施術所		施術所	1の建築物における当該施設の用途に供する部分の床面積の合計(増築の場合においては、増築後の当該施設の用途に供する部分の床面積の合計。(以下「用途面積」という。)が100㎡を超えるもの
	③ 柔道整復師法第2条第2項に規定する施術所		施術所	
4 教育施設	① 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校及び同法第134条第1項に規定する各種学校		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)、幼稚園、専修学校、各種学校	すべてのもの
	② 道路交通法第98条第1項に規定する自動車教習所		自動車教習所	
	③ 職業能力開発促進法第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設及び同法第25条に規定する職業訓練施設		職業能力開発校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校	
	④ 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設		学習塾、華道教室、茶道教室、囲碁教室、将棋教室	
5 文化施設	① 社会教育法第20条に規定する公民館		公民館	すべてのもの
	② 図書館法第2条第1項に規定する図書館		図書館	
	③ 博物館法第2条第1項に規		博物館、美術館、資料館、動物園、	

	定する博物館、同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設その他これらに類する施設	植物園等	
6 娯楽施設	① 劇場、映画館、演芸場その他これらに類する施設	劇場、映画館、演芸場、演舞場、競艇場、競輪場等	用途面積が100㎡を超えるもの
	② 遊技場	麻雀店、パチンコ店、ゲームセンター等	
7 宿泊施設	旅館業法第2条第2項に規定するホテル営業又は同条第3項に規定する旅館営業の用に供する施設	ホテル、旅館、ビジネスホテル、民宿	用途面積が100㎡を超えるもの
8 店舗(他の項に掲げる施設(13の項⑦に掲げるものを除く。)に該当するものを除く。)	① 郵便局株式会社法第2条第2項に規定する郵便局	郵便局	すべてのもの
	② 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	デパート、スーパーマーケット、コンビニエンスストア、物品販売店舗、ガソリンスタンド等	用途面積が100㎡を超えるもの
	③ 不動産業を営む店舗及びクリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店、不動産屋、法律事務所、保険代理店等	クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、旅行代理店、不動産屋、法律事務所、保険代理店等	
	④ 飲食店	レストラン、食堂、喫茶店、バー等	
9 金融機関等の施設	① 商工組合中央金庫法による商工組合中央金庫の事務所	商工組合中央金庫の支店	すべてのもの
	② 農業協同組合法第10条第1項第2号及び第3号の事業を併せ行う農業協同組合及び農業協同組合連合会の事務所	農業協同組合の本所及び支所、県信用農業組合連合会	
	③ 金融商品取引法第2条第9項に規定する金融商品取引業者の本店その他の営業所	金融商品取引業者の本店、支店及び営業所	
	④ 水産業協同組合法第11条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合並びに同法第87条第1項第3号及び第4号の事業を併せ行う漁業協同組合連合会の事務所	漁業協同組合の本所及び支所、県信用漁業組合連合会	
	⑤ 国民生活金融公庫法第3条に規定する国民生活金融公庫の事務所	国民生活金融公庫の支店	
	⑥ 信用金庫法による信用金庫	信用金庫の本店、支店及び営業所	

	の事務所		
	⑦ 中小企業金融公庫法第4条に規定する中小企業金融公庫の事務所	中小企業金融公庫の支店	
	⑧ 労働金庫法による労働金庫の事務所	労働金庫の本店、支店及び営業所	
	⑨ 銀行法第2条第1項に規定する銀行の本店、支店その他の営業所	銀行の本店、支店及び営業所	
	⑩ 貸金業法第2条第2項に規定する貸金業者の営業所又は事務所	貸金業者の営業所又は事務所	
	⑪ 農林中央金庫法による農林中央金庫の事務所	農林中央金庫の支店	
10 公益事業施設	① ガス事業法第2条第1項に規定する一般ガス事業の用に供する事務所	四国ガス(株)の支店及び営業所	すべてのもの
	② 電気事業法第2条第1項第1号に規定する一般電気事業の用に供する事業所	四国電力(株)の支店及び営業所	
	③ 電気通信事業法第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する事務所	NTT西日本(株)、KDDI(株)、ソフトバンクモバイル(株)、(株)NTTドコモ四国	
11 環境衛生施設	① 墓地、埋葬等に関する法律第2条第7項に規定する火葬場	火葬場	すべてのもの
	② 公衆便所	公衆便所	
	③ 理容師法第1条の2第3項に規定する理容所	理容店	用途面積が100㎡を超えるもの
	④ 公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場	公衆浴場	
	⑤ 美容師法第2条第3項に規定する美容所	美容院	
12 公共交通機関の施設	① 海上運送法による輸送施設(船舶を除き、一般旅客定期航路事業の用に供するものに限る。)であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	(船舶)旅客施設	すべてのもの
	② 自動車ターミナル法第2条第6項に規定するバスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	バスターミナル	
	③ 鉄道事業法第8条第1項に	駅舎	

	規定する鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの		
	④ 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	空港ビル	
13 その他の施設	① 集会場、公会堂その他これらに類する施設	文化会館、市民会館、集会場、公会堂等	すべてのもの
	② 冠婚葬祭の用に供する施設	結婚式場、葬祭式場等	
	③ 社寺、教会その他これらに類する施設	神社、寺院、教会等	
	④ 体育館、水泳場、ボーリング場その他これらに類する運動施設	体育館、ボーリング場、遊泳プール、ゴルフ練習場、アスレチッククラブ等	用途面積が100㎡を超えるもの
	⑤ 展示場	自動車展示場、住宅機器展示場等	
	⑥ 駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(駐車場法施行令第15条の規定により国土交通大臣が認める特殊の装置のみを用いるものを除き、建築物であるものに限る。)	公共の用に供する自動車車庫	自動車の駐車のために供する部分の面積(増築の場合においては、増築後の当該面積。以下「駐車面積」という。)が100㎡を超えるもの
	⑦ 事務所(他の項に掲げる施設に該当するものを除く。)	事務所	用途面積が1,000㎡を超えるもの
	⑧ 工場	工場	用途面積が2,000㎡を超えるもの
	⑨ 共同住宅及び寄宿舍	マンション、アパート、公営住宅、寄宿舍、社員寮等	一棟当たりの戸数又は室数(増築の場合においては、増築後の戸数又は室数)が20を超えるもの
14 複合施設の共用部分	1の項から13の項までに掲げる施設(共同住宅等を除く。)のうち2以上の異なる施設の存する建築物であって、当該施設の用途面積及び駐車面積の合計が1,000㎡を超えるものにおける当該施設の共用部分	雑居ビル等	すべてのもの

(2) 建築物以外の公共交通機関の施設

生活関連施設		特定生活関連施設
施設の根拠等	施設名	
① 輸送施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	(船舶)旅客施設の建築物以外の乗降施設等	すべてのもの
② バスターミナルであって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	建築物以外のバスターミナル施設	
③ 鉄道施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	プラットフォーム等	
④ 航空旅客ターミナル施設であって、旅客の乗降、待合いその他の用に供するもの	ボーディングブリッジ等	

(3) 建築物以外の路外駐車場

生活関連施設		特定生活関連施設
施設の根拠等	施設名	
駐車場法第2条第2号に規定する路外駐車場(特殊装置のみを用いるものを除く。)	公共の用に供する駐車場	駐車面積が500㎡を超えるもの

(4) 道路

生活関連施設		特定生活関連施設
施設の根拠等	施設名	
道路法第2条第1項に規定する道路(専ら自動車の交通の用に供するものを除く。)	国道、県道、市町村道	すべてのもの

(5) 公園その他これに類する施設

生活関連施設		特定生活関連施設
施設の根拠等	施設名	
① 児童遊園	児童遊園	すべてのもの
② 港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境整備施設である緑地	港湾緑地	
③ 建築物以外の博物館法第2条第1項に規定する博物館、同法第29条の規定により博物館に相当する施設として指定された施設その他これらに類する施設	野外博物館、野外美術館、動物園、植物園等	
④ 都市公園法第2条第1項に規定する都市公園	都市公園	
⑤ 遊園地	遊園地	

3 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例の解説

前 文

少子高齢化や国際化が進展し、生活様式が多様化するなど、社会環境が大きく変化する中にあって、私たちの郷土では、鳴門の渦潮や太平洋を臨む海岸線、また吉野川や剣山など豊かな自然の下で、古来から来訪者を温かくもてなす思いやりの心をはぐくんできた。

このような社会環境や伝統を踏まえ、あらゆる社会的活動に参加する機会を有し、障害の有無や年齢、性別等に関係なく、健やかで充実した生活を営むことは、県民すべての願いである。

県民、事業者及び行政は、相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たし、将来にわたって県民の幸福な生活が確保されるようすべての人が暮らしやすいまちづくりに取り組むことが重要である。

ここに、私たちは、ユニバーサルデザインによるまちづくりの基本理念を明らかにし、社会全体として総合的かつ継続的な取組を推進していくため、この条例を制定する。

<趣 旨>

少子高齢化や国際化が進展するとともに、人々の価値観や生活様式が多様化が進行するなど、社会環境は大きく変化しています。

このような中、住み慣れた地域で、より安心して暮らせる社会を実現することは、私たち徳島県民の願いであり、すべての人が、年齢、性別、身体的能力や言語などにかかわらず、人の持つ違いやそれぞれの特性を互いに理解し、尊重し合いながら、主体性を持ってはつらつと生活できる環境づくりを進めることが重要です。

私たちの郷土においては、鳴門の渦潮や太平洋を臨む海岸線、また吉野川や剣山など豊かな自然の下で、古来から来訪者を温かくもてなす心が継承されてきました。

私たち県民は、これまではぐくまれてきた県民性を生かし、県民、事業者及び行政が互いに協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たし、現状に甘んずることなく、一体となってユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むため、この条例を制定します。

<解 釈>

○ 「総合的取組」とは、

ハード面…まち全体を面としてとらえ、一体的な整備に取り組むことをいいます。

（施設ごとの「点」での整備ではなく、点と点をつなぐ「線」として、さらには「面」として整備することを目指します。）

ソフト面…ユニバーサルデザインに関する理解が深まり、すべての人が主体的に取り組むことをいいます。

○ 「継続的取組」とは、施設、製品、サービスをより利用しやすいものとするために、柔軟に、できることから、より良いものを求めて、継続的に取り組むことをいいます。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進についての基本理念を定め、県の責務並びに県民及び事業者の役割を明らかにするとともに、県の実施する施策について必要な事項を定めることにより、すべての人が暮らしやすい社会を実現することを目的と

する。

<趣 旨>

本条例では、「すべての人が暮らしやすい社会を実現すること」を目的としています。

<解 釈>

- 「県民」とは、県内に居住し、生活している者をいいます。
- 「事業者」とは、法人、その他の団体及び事業を営む個人をいいます。
- 「すべての人」とは、障害の有無、年齢、性別等にかかわらず、すべての県民をいいます。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ユニバーサルデザインによるまちづくり 障害の有無、年齢、性別等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう都市や生活環境を整備する考え方に基づき、施設の整備、製品の製造、役務の提供及び啓発活動を行うことにより、すべての人が暮らしやすい社会を実現するための取組をいう。
- (2) 生活関連施設 官公庁施設、社会福祉施設、医療施設、教育施設、文化施設、娯楽施設、宿泊施設、店舗、公共交通機関の施設、道路、公園その他の不特定かつ多数の者が利用する施設で規則で定めるものをいう。
- (3) 特定生活関連施設 生活関連施設のうち生活環境の整備を進める上で特に重要なものとして規則で定めるものをいう。

<趣 旨>

この条例に用いられている用語を定義しています。

<解 釈>

- 「ユニバーサルデザイン」とは、障害の有無、年齢、性別、言語などにかかわらず、あらかじめ多様なニーズを考慮して、すべての人が安全に安心して、簡単かつ快適に利用できるように、施設、製品、サービスを計画・設計する考え方をいいます。
 - ・「ユニバーサルデザイン」(平成14年12月24日閣議決定)
あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が、利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方。
- 「障害の有無、年齢、性別」とは、身体障害・知的障害・精神障害の有無、年齢(子ども・大人・高齢者)、男性・女性をいいます。
- 「等」とは、使用言語(日本語、外国語、手話)、身長、利き腕などをいいます。
- 「多様な人々」とは、妊産婦、乳幼児を連れた者、傷病者などを含みます。
- 「ユニバーサルデザインによるまちづくり」とは、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、「街づくり(施設の整備)」「ものづくり(製品の製造)」「情報環境づくり(役務の提供)」「意識づくり(啓発活動等)」を通じて、地域におけるすべての人が暮らしやすい社会を実現するための取り組みをいいます。
- 「生活関連施設」とは、不特定かつ多数の者が利用する公共性の高い施設であり、条例上の例示については、規則において規定する予定である施設の区分について、代表的なものを例示しています。

なお、用途面積を限定せず、すべてのものを条例の対象としています。

- 「特定生活関連施設」とは、生活関連施設のうち、生活環境の整備を進める上で特に重要な施設であり、規則において、施設の種類ごと、面積により対象となる施設を定めています。

【規則】

(生活関連施設)

第2条 条例第2条第2号の規則で定める施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設とする。

(特定生活関連施設)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める生活関連施設は、別表第1の生活関連施設の欄に掲げる施設のうち、それぞれ同表の特定生活関連施設の欄に定めるものとする。

(基本理念)

第3条 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、生活関連施設を利用する者の基本的な需要が満たされ、すべての人が安全かつ快適に利用できるように配慮して行われなければならない。

2 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、環境の保全に配慮して行われなければならない。

3 ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進は、文化、伝統その他の社会的状況に配慮して行われなければならない。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進するための基本理念を規定しています。

<解 釈>

- 「生活関連施設を利用する者」には、施設においてサービスの提供を受ける者だけでなく、就労する者も含まれます。
- 「基本的な需要が満たされ」とは、利用者の意見を尊重することをいいます。
- 「すべての人が安全かつ快適に利用」とは、施設、製品、サービスを、すべての人が安全に安心して利用できること、すべての人にとって使いやすく分かりやすいこと及びすべての人が不自由なく楽に利用できることをいいます。
- 「環境の保全に配慮」とは、自然材等を積極的に利用するなど、地域の自然や景観に配慮することをいいます。
- 「文化、伝統その他の社会的状況に配慮」とは、地場の材料を活用するなど、これまで受け継いできた文化、伝統、産業などの地域特性を活かすことをいいます。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するものとする。

2 県は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する県の責務を規定しています。

第1点は、基本理念にのっとり、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するものとしています。なお、具体的には、条例第8条に規定する「基本指針」に基づいて推進することとしています。

第2点は、県は条例を制定し、事業者に対し、すべての人が安全かつ快適に利用できる生活関連施設の整備を求めることから、事業者の理解と協力を得るため、まず自ら設置、管理する県施設の整備を計画的に推進するものです。

<解 釈>

- 「設置し、又は管理する生活関連施設」とは、設置管理条例等により、設置又は管理しているものをいいます。なお、県が設置した生活関連施設の管理を外部に委託している場合は、県と管理を受託している者が共同して整備に努めることとなります。また、県が外部の生活関連施設の管理を受託している場合にあっても、共同して整備に努めることとなります。

(県民の役割)

第5条 県民は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関して理解を深め、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策に協力するよう努めるものとする。

- 2 県民は、すべての人が生活関連施設、製品及び役務を円滑に利用できるよう配慮するものとする。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、県民、事業者、行政が一体となって推進することが重要であり、すべての県民にかかわるものであることから、県民の役割を規定しています。

具体的には、身近な自分たちのまちづくりについて考え、自らの問題として捉えるなど、県民の理解と協力によりユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組もうとするものです。

<解 釈>

- 「円滑に利用できるよう配慮」とは、具体的には
 - ・ 車いす使用者用駐車施設に、不必要な人は駐車しない。
 - ・ 駅前広場や歩道等の点字ブロックに自転車等を放置しない。
 - ・ バスや汽車で妊産婦等に席を譲る。
 - ・ 手話や外国語の通訳を遮らない。等です。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、基本理念にかんがみ、その供給する商品及び役務について品質等を向上させること等により県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、自ら設置し、又は管理する生活関連施設をすべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めるものとする。

<趣 旨>

事業者が事業活動を行うにあたり、地域とのつながりや地域社会で果たす役割を認識し、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するよう規定しています。

また、事業者は、自ら設置し、又は管理する施設について自主的にすべての人が安全かつ快適に

利用できるようにその整備を進めることが求められます。

「ものづくり(製品の製造)」の推進を目的としており、すべての人が安全、簡単に利用しやすい製品が普及することを目指し、利用者のニーズが反映されたものづくりが行われるとともに、できるかぎり多くの県民の積極的利用が図られるよう努めます。

<解 釈>

- 「供給する商品及び役務について」とは、事業活動による製品の製造や顧客へのサービスの提供等をいいます。
- 「品質等を向上させること等」とは、製品のユニバーサルデザイン、顧客へのサービス向上やわかりやすい情報提供などをいいます。
- 「ユニバーサルデザインによるまちづくりに協力」とは、従業員に対する研修、啓発など幅広く想定しています。
- 「すべての人」には、従業員も含まれますので、就労環境の整備に努めることも求められています。

(市町村に対する協力)

第7条 県は、市町村が実施する当該市町村の社会的状況に応じたユニバーサルデザインによるまちづくりに協力するものとする。

<趣 旨>

市町村は、住民に最も身近な行政主体であり、それぞれの地域の実情に応じたユニバーサルデザインによるまちづくりが積極的に取り組まれるよう、県は市町村に対する協力を行うことを規定しています。

なお、市町村の責務を規定していないのは、県と対等の関係にある市町村の責務を県の条例で規定することは適切でないためです。

<解 釈>

- 「協力する」とは、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報提供や技術的助言などをいいます。

第2章 基本指針等

(基本指針の策定)

第8条 知事は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する基本的な指針(以下「基本指針」という。)を定めるものとする。

2 基本指針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する基本的事項

(2) 前号に掲げるもののほか、ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進を図るために必要な事項

3 知事は、基本指針を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本指針の変更(軽微なものを除く。)について準用する。

<趣 旨>

条例第4条の県の責務として、基本理念にのっとりユニバーサルデザインによるまちづくりを推進することとしており、これを踏まえ、基本的な施策を定めることを規定しています。

<解 釈>

- 「県民の意見を聴かなければならない」とは、有識者による検討会、パブリックコメントなどにより県民の意見を聴くことをいいます。
- 「公表」とは、冊子の配布やホームページでの公開などをいいます。
- 「軽微なもの」とは、内容自体の変更を伴わないものをいいます。

<参 考>

平成17年3月に「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」を策定しており、これを第8条に規定する「基本指針」とみなすこととしております。(附則第4項)

(県民の意見の聴取)

第9条 県は、前条第3項に定めるもののほか、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策について、県民の意見を聴取するよう努めるものとする。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する施策を効果的に実施するため、県民の意見を聴くことを規定しています。

<解 釈>

- 「県民の意見を聴取」とは、通常の業務を通じて県民の意見を聴くほか、知事と県民との対話「しゃべり場とくしま」、インターネットを活用した提言の場、「とくしまユニバーサルデザイン県民会議」などにおいて県民の意見を聴くことをいいます。

(推進体制)

第10条 県は、県民、事業者及び行政が一体となってユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組むため、必要な推進体制を整備するものとする。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには、県民、事業者、行政が一体となって取り組むことが重要であることから、推進体制の整備について規定しています。

<参 考>

平成17年8月に「とくしまユニバーサルデザイン県民会議」を設立しており、県民、事業者、行政が一体となって取り組むための体制を整備しています。

(財政上の措置)

第11条 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

<趣 旨>

県として、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するために必要な予算措置を講じる努力を規定しています。

<解 釈>

- 「必要な財政上の措置」とは、第8条に規定する基本指針に基づいて実施する施策の財政上の措置をいいます。

第3章 啓発活動の推進等

(啓発活動の推進等)

第12条 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する県民及び事業者の意識の高揚及び知識の普及を図るとともに、県民及び事業者の協力を得るための啓発活動を推進するものとする。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインの考え方やユニバーサルデザインによるまちづくりの具体的な内容等について周知することにより、県民や事業者が自らの問題として捉え、あたりまえのこととして取り組むことができるよう、県が啓発活動を推進することを規定しています。

「意識づくり(啓発活動等)」の推進を目的としており、個別分野での取り組みが着実に進められるよう、その基盤となる一人ひとりの意識づくりを進めます。

<解 釈>

- 「啓発活動」とは、テレビ、新聞等による広報活動、ホームページへの掲載、パンフレットの配布などをいいます。

(学習機会の提供等)

第13条 県は、県民及び事業者が、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する理解を深めるため、学習の機会を提供するとともに、教育の充実を図るものとする。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには、県民や事業者が、多様な人々のそれぞれの状況や状態を理解することが必要であり、相手の立場に立って取り組むことができるよう、学習の機会や教育の充実について規定しています。

<解 釈>

- 「学習の機会」とは、研修会の開催や各種研修会カリキュラムへの項目の組み入れなどをいいます。
- 「教育の充実」とは、家庭や地域、学校、職場などにおける教育を促進するような取り組みをいいます。

(情報の提供)

第14条 県は、県民、事業者及び市町村の自主的な取組を促進するため、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報を提供するものとする。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりは、県民、事業者、行政のそれぞれが、自主的、積極的に取り組むことが大切であり、そのような取り組みを促進するために必要な情報を提供することを規定しています。

<解 釈>

- 「ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する情報」とは、ユニバーサルデザインに関する県の施策や事業者の取り組みに関する情報、施設整備における整備基準等の情報などをいいます。

(人材の育成)

第15条 県は、ユニバーサルデザインによるまちづくりに関する専門的な知識を有する人材を育成するため、必要な措置を講ずるものとする。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには、専門的な知識を有する人材が必要であり、その育成について規定しています。

<解 釈>

- 「専門的な知識」とは、「街づくり」や「ものづくり」におけるユニバーサルデザインの知識、点字・手話・外国語による情報提供の知識などをいいます。

第4章 生活関連施設の整備

(意見聴取)

第16条 生活関連施設を設置し、若しくは管理する者(以下「設置者等」という。)又は生活関連施設の新築、新設、増築、改築、大規模の修繕(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。)若しくは大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。)(以下「新築等」という。)若しくは施設の用途の変更(施設の用途を変更して生活関連施設とするものに限る。第18条において同じ。)をしようとする者は、当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くよう努めなければならない。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するためには、「利用者の意見を重視」して、限られた条件のもと「できるところから」取り組むとともに、より良いものを求めて「継続的に」取り組むことが重要です。

このため、新築等・既設を問わず、生活関連施設の設置者等に対し、利用者の意見を聞くよう努力義務を規定しています。

「街づくり(施設の整備)」の推進を目的としており、すべての人が安心して、安全、快適に暮らせることを目指し、公共・公益建築物、住宅、公園、道路などが、利用しやすく、互いに連続性や一体を持って移動しやすいものとなるよう努めます。

<解 釈>

- 「設置し、若しくは管理する者」とは、既存の生活関連施設の設置者若しくは管理者をいいます。
- 「新築等若しくは施設の用途の変更をしようとする者」とは、新築等や用途変更により、これから生活関連施設を設置しようとする者をいいます。
- 「新築、新設」と区分したのは、一般的に新築は建築物の場合に、新設は建築物以外の道路、公園等の場合に使用されるためです。
- 「大規模の修繕」とは、建築物の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)の一種以上につい

て行う過半の修繕のことをいいます。

- 「大規模の模様替え」とは、建築物の主要構造部の一種以上について行う過半の模様替えをいいます。
- 「用途の変更」とは、生活関連施設でなかった空き住居のレイアウトを変更し、店舗にする場合等をいいます。
なお、一定規模の工事を伴う変更は、新築等の範疇に含まれます。
- 「利用する者」とは、施設においてサービス等の提供を受ける者だけでなく、そこで就業する者も含まれます。
- 「意見を聴く」とは、次のような方法が考えられます。
 - ・ 計画段階でのワークショップによる意見聴取
 - ・ 施設利用者へのアンケート調査の実施
 - ・ 定期的に利用者等による点検の実施
 - ・ 施設利用者からの御意見箱の設置
 - ・ 施設のホームページを活用した意見聴取

(整備基準)

第17条 知事は、生活関連施設の整備を促進するため、その出入口、廊下、階段、昇降機、便所、駐車場等の部分の構造及び設備に関し必要な基準(以下「整備基準」という。)を規則で定めるものとする。

<趣 旨>

不特定かつ多数の者が利用する生活関連施設において、すべての人が安全かつ快適に利用できるためには、施設内のどのような部位や箇所が整備されなければならないかを規則で定めることとしています。

その具体的な構造や設備の整備基準については、規則第6条の別表第2において規定しています。

なお、この整備基準は、利用しやすい施設整備の一定基準として規定しておりますが、施設の用途や機能によって、より利用しやすくするための具体的な対応方法は異なりますので、第16条で規定する利用者の意見聴取に基づき、継続して施設整備に取り組むことが必要です。

<解 釈>

- 「構造」とは、例えば出入口の幅員、戸の形状、昇降機の形状等をいいます。
- 「設備」とは、階段の手すり、案内設備、授乳場所のベビーベッド等をいいます。

【規則】

(整備基準)

第4条 条例第17条の整備基準(以下「整備基準」という。)は、別表第2のとおりとする。

(整備基準への適合)

第18条 生活関連施設の新築等又は施設の用途の変更をしようとする者は、当該生活関連施設を整備基準に適合させるよう努めなければならない。ただし、整備基準に適合する場合と同等以上に円滑に利用することができる場合又は敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により整備基準に適合させることが著しく困難である場合として規則で定める場合は、この限りでない。

<趣 旨>

生活関連施設の新築等や増改築の機会をとらえて、整備基準へ適合させる努力義務を規定しています。

ただし、建築物等を新築等しようとする場合、様々な施設の条件や個々の状況等から整備基準への適合が客観的に困難な状況も想定されることから、ただし書きを設けており、整備基準による整備が困難な場合について、規則で定めることとしています。

<解 釈>

- 「敷地の状況」とは、例えば道路と敷地との間に著しい高低差があり、整備基準にそった傾斜路の設置が困難な場合等をいいます。
- 「建築物の構造」とは、例えば木造、プレハブ等の建築物で、強度の関係からエレベーターが設置できない場合等をいいます。

【規則】

(整備基準に適合させることが著しく困難である場合)

第5条 条例第18条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 文化財(文化財保護法(昭和25年法律第214号)第2条第1項に規定する文化財をいう。以下同じ。)である生活関連施設の増築、改築、大規模の修繕(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。以下同じ。)又は大規模の模様替(同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。以下同じ。)を行う場合であって、整備基準に適合させることにより、その文化財としての価値を減少させるおそれがあるとき。
- (2) 新築、新設、増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする生活関連施設の敷地内に著しい高低差がある場合及び敷地内に著しい高低差がある施設の用途を変更して生活関連施設とする場合であって、傾斜路(20分の1を超える勾配を有するものをいう。以下同じ。)の勾配を整備基準に適合させることができないとき。
- (3) 施設の用途を変更して生活関連施設とする場合であって、廊下の幅員を整備基準に適合させることができないとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、敷地の状況、建築物の構造その他やむを得ない理由により、整備基準に適合させることが著しく困難であると知事が認める場合

(既存の生活関連施設)

第19条 この章の規定の施行の際現に存する生活関連施設の設置者等(現に新築等の工事を行っている者を含む。)は、当該生活関連施設について、整備基準への適合状況の把握に努めるとともに、整備基準に適合させるよう努めなければならない。

<趣 旨>

既存の生活関連施設について、できる限り整備基準にそった改善整備を自主的に行っていただくため、適合状況の把握と適合していない場合の整備改善に努める旨を規定しています。

<解 釈>

- 「この章の規定の施行の際」とは、平成19年10月1日です。
- 「現に新築等の工事を行っている者」とは、平成19年10月1日時点で工事中のものであり、竣工していないものをいいます。

(機能の維持)

第20条 生活関連施設の設置者等は、当該生活関連施設の整備基準に適合している部分の機能を維持するよう努めなければならない。

<趣 旨>

整備基準に適合した整備を行った部分を必要に応じて点検し、その機能の維持に努める旨を規定しています。

<解 釈>

○ 「機能を維持」とは、常に施設の機能が発揮できる状態にしておくことをいいます。例えば、点字ブロックの上に物を置かないこと、案内表示が隠れないようにすることなどが考えられます。

(適合証の交付)

第21条 生活関連施設の設置者等は、規則で定めるところにより、知事に対し、当該生活関連施設が整備基準に適合し、かつ、当該生活関連施設の設置者等が当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くための措置を行っていることを証する証明書(以下「適合証」という。)の交付を請求することができる。

2 知事は、前項の規定による請求があった場合において、当該生活関連施設が整備基準に適合し、かつ、当該生活関連施設の設置者等が当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くための措置を行っているとき、当該請求をした者に対し、適合証を交付するものとする。

3 知事は、前項の規定により適合証を交付したときは、その旨を公表することができる。

4 知事は、第2項の規定により交付された適合証に係る生活関連施設が整備基準に適合しなくなったとき、生活関連施設の設置者等が当該生活関連施設を利用する者の意見を聴くための措置を行わなくなったときその他必要と認めるときは、当該適合証を交付した者に対し、当該適合証の返還を命ずることができる。

<趣 旨>

生活関連施設について新築等、既存を問わず、整備基準に適合している場合に、設置者等からの請求により適合証を交付することを規定しています。

この適合証を施設に掲示することにより、整備基準に適合し、かつ、利用者の意見聴取の取り組みを行っている生活関連施設であることを利用者に周知し、ユニバーサルデザインによるまちづくりを推進するものです。

<解 釈>

○ 「認める時」とは、現地調査等を行うなどの方法により確認することをいいます。

【規則】

(適合証の交付の請求等)

第6条 条例第21条第1項の規定による請求をしようとする者は、適合証交付請求書(様式第1号)に、当該生活関連施設が整備基準に適合していることを証する図面等を添付して、知事に提出しなければならない。ただし、次条又は第8条の協議に係る書類を提出している場合にあっては、当該書類をもって、添付を要する図面等に代えることができる。

2 条例第21条第1項の適合証は、様式第2号によるものとする。

第5章 特定生活関連施設の整備

(事前協議)

第22条 特定生活関連施設の新築等又は施設の用途の変更(施設の用途を変更して特定生活関連施設とするものに限る。第27条において同じ。)をしようとする者は、その計画について、規則で定めるところにより、あらかじめ、知事に協議しなければならない。ただし、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成18年法律第91号。以下「法」という。)第17条第1項の規定による申請をしたときは、この限りでない。

2 前項の規定による協議をした者は、当該協議の内容の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしようとするときは、規則で定めるところにより、その変更の内容を、あらかじめ、知事に協議しなければならない。

<趣 旨>

第18条で、生活関連施設の新築等を行う者は、整備基準に適合させるよう努めなければならないと規定していますが、ここでは、特定生活関連施設について、新築等または施設の用途を変更して特定生活関連施設としようとする者(建築主、設置者等)に対し、整備計画内容についての事前協議を義務づけています。

なお、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第17条第1項の規定による計画の認定の申請をする場合にあっては、条例の整備基準をすべて満たしていることが明らかであることから、二重の協議を避けるために除外規定を設けています。

また、事前協議の協議内容を変更(軽微な変更を除く。)する場合も、改めて協議することを規定しています。

<解 釈>

○ 「あらかじめ」とは、新築等の工事に着工する前までに、又は用途を変更して供用するまでに行う必要があります。建築物については、建築基準法に基づく建築確認申請以前に行うことを求めています。

ただ、設計等の最終段階での変更等は極めて困難な場合も多く、経費の節減等を図るうえからも、できる限り建築等の構想段階から事前相談を行ってもらうことが必要です。

【規則】

(特定生活関連施設の新築等の協議)

第7条 条例第22条第1項の規定による協議をしようとする者は、特定生活関連施設新築等協議書(様式第3号)に、次に掲げる図面等を添付して、知事に提出しなければならない。

(1) 別表第3の上欄に定める区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる図面

(2) その他知事が必要と認める図面等

(変更の協議)

第8条 条例第22条第2項の規定による協議をしようとする者は、特定生活関連施設新築等変更協議書(様式第4号)に、前条各号に掲げる図面等のうち当該変更に係るものを添付して、知事に提出しなければならない。

(軽微な変更)

第9条 条例第22条第2項の規則で定める軽微な変更は、次のとおりとする。

(1) 整備基準に適合している部分を、当該生活関連施設の利用者が安全かつ快適に利用できるようにする変更

(2) 工事の着手又は完了の予定年月日の3月以内の変更

<解 釈>

- 規則第9条第2項に規定する変更は、事前協議の際の「工事着手予定年月日」又は「工事完了予定年月日」に変更が生じたが、その期間が3月以内の場合である。

したがって、3月を越える期日の変更が生じた場合には、変更の協議が必要になる。

【参考】

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>

(特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定)

第17条 建築主等は、特定建築物の建築、修繕又は模様替(修繕又は模様替にあつては、建築物特定施設に係るものに限る。以下「建築等」という。)をしようとするときは、主務省令で定めるところにより、特定建築物の建築等及び維持保全の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

(指導又は助言)

第23条 知事は、前条の規定による協議があつた場合において、当該協議に係る特定生活関連施設が整備基準に適合しないと認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導又は助言を行うことができる。

<趣 旨>

第22条に基づく事前協議の場において、整備計画内容に不適正、不十分な点がある場合には、指導・助言を行うことにより、整備基準への適合に向けた自主的な努力を促すものです。

<解 釈>

- 「指導又は助言」とは、事前協議の内容に関して、整備しようとする施設の構造や設備の仕様が基準に満たない場合や、設備自体が整備されない場合については指導を行うことであり、また、基準を満たすための方法や工夫については助言を行うことをいいます。

(工事完了の届出)

第24条 第22条の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

<趣 旨>

第22条に基づく事前協議を行った特定生活関連施設の新築等を行った者は、工事完了後は、速やかにその旨を届け出ることを義務づけるものです。

第25条に基づく完了検査を行うために必要な届出です。

【規則】

(工事の完了の届出)

第10条 条例第24条の規定による届出は、特定生活関連施設工事完了届出書(様式第5号)により行わなければならない。

(完了検査)

第25条 知事は、前条の規定による届出があつたときは、当該届出に係る特定生活関連施設の整

備基準への適合状況を検査するものとする。

<趣 旨>

特定生活関連施設の整備が行われた場合に、整備基準への適合状況について検査を行うことにより、第18条に規定している努力義務が履行されているかどうかを確認することを規定しています。

(報告の徴収及び立入調査)

第26条 知事は、この章の規定の施行に必要な限度において、特定生活関連施設の設置者等に対し、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、特定生活関連施設若しくはその工事現場に立ち入り、当該特定生活関連施設の整備基準への適合状況若しくは帳簿、書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査又は質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

<趣 旨>

新築等、既設を問わず特定生活関連施設の設置者等に対し、必要に応じ報告を求めたり、職員に立入調査の権限を与えることにより、条例の円滑な施行を行うことを規定しています。

なお、立入調査を行う職員には、身分証明書の携帯と提示を義務づけており、この調査は当然のこととして、犯罪捜査に利用できるものではありません。

<解 釈>

○ 「この章の規定の施行に必要な限度において」とは、特定生活関連施設の設置者等に無制限に報告を求めたり立入調査を行うことは、事務上の過重な負担を強いることになる恐れがあることから一定の制限を求めたものであり、具体的、限定的に取り扱うものです。

○ 「報告」は、整備基準への適合状況や、不幸にしてスロープで事故があった場合、当該スロープの維持管理状況等が想定されます。

○ 「立入調査」は、

- ・ 第22条の事前協議において第18条のただし書きによる整備が困難な場合であるかどうかの現地での調査
- ・ 第23条の指導又は助言を行う上で必要な調査
- ・ 第27条の勧告及び第28条の公表を行う上での調査等が想定されます。

【規則】

(身分証明書)

第11条 条例第26条第2項の証明書は、様式第6号によるものとする。

(勧告)

第27条 知事は、第22条の規定による協議を行わないで特定生活関連施設の新築等の工事に着手し、若しくは施設の用途の変更をした者又は同条の規定による協議と異なる工事を行った者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

- 2 知事は、第23条の規定による指導又は助言を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その者に対し、当該指導又は助言の内容に従うべきことその他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。
- 3 知事は、前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者に対し、必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

<趣 旨>

条例の定める手続きに違反等があった場合の規定であり、特定生活関連施設について、新築等の事前協議をしないとき、協議内容と異なる工事を行ったとき、正当な理由なく指導助言に従わないとき、報告をしないとき、虚偽の報告をしたとき、立入調査を拒んだとき等に勧告を行うことを規定しています。

(公表)

第28条 知事は、前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなくこれに従わないときは、その旨を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該勧告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

<趣 旨>

勧告を受けた者に正当な理由がなく、当該勧告に従わないことをそのまま放置することが公益上支障を生じること等から、県民に対してその情報を提供するという手段を留保するものです。

<解 釈>

- 「意見を述べる機会を与えなければならない」とは、勧告に従わない場合、あらかじめ意見を述べる機会を与えることにより、正当な理由の有無を確認した上で、公表について判断を行うものです。

第6章 公共車両等の整備等

(公共車両等の整備)

第29条 旅客の運送の用に供する鉄道の車両、自動車及び船舶のうち規則で定めるもの(以下「公共車両等」という。)を所有し、又は管理する者(以下「所有者等」という。)は、すべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、公共車両等の所有者等に対し、当該公共車両等の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の報告を行った者に対し、当該公共車両等の整備の適正な実施について必要な指導又は助言を行うことができる。

<趣 旨>

すべての人にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図るためには、不特定かつ多数の者が利用する公共性の高い施設(生活関連施設)の整備だけでなく、移動の連続性の確保の観点から、公共車両等についても安全かつ快適に利用できるよう整備されることが極めて重要であることから、整備の努力義務を規定しています。

また、必要に応じ報告を求めることや、指導・助言についても規定しています。

<解 釈>

- 「公共車両等」の範囲は、鉄道旅客車両、バス、タクシー、船舶を対象としています。
なお、航空機については、本県では旅客を対象とした運行をする者がいない(本県は発着のみであり所有者等はいない)ことから対象としていません。
- 「その整備」は、鉄道車両への車いす使用者用トイレの設置、ノンステップバスの導入、福祉タクシーの導入等を想定しています。

【規則】

(公共車両等)

第12条 条例第29条第1項の規則で定める鉄道の車両、自動車及び船舶は、次に掲げるものとする。

- (1) 海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第5項に規定する一般旅客定期航路事業(以下「一般旅客定期航路事業」という。)の用に供する旅客船
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車(以下「乗合自動車」という。)及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車
- (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第2項に規定する第一種鉄道事業及び同条第3項に規定する第二種鉄道事業のうち、旅客の運送を行う事業の用に供する旅客車

(公共工作物の整備)

第30条 信号機、案内標識その他の公共の用に供する工作物のうち規則で定めるもの(以下「公共工作物」という。)の所有者等は、すべての人が安全かつ快適に利用できるようその整備に努めなければならない。

- 2 知事は、必要があると認めるときは、公共工作物の所有者等に対し、当該公共工作物の整備の状況その他必要な事項について報告を求めることができる。
- 3 知事は、必要があると認めるときは、前項の報告を行った者に対し、当該公共工作物の整備の適正な実施について必要な指導又は助言を行うことができる。

<趣 旨>

すべての人にとって安全かつ快適な生活環境の整備を図るためには、信号機、案内標識などの公共工作物についても安全かつ快適に利用できるよう整備されることが極めて重要であることから、整備の努力義務を規定しています。

また、必要に応じ報告を求めることや、指導・助言についても規定しています。

<解 釈>

- 「公共工作物」の範囲は、信号機、案内標識などを規則で定めています。
- 「その整備」は、LEDを利用した信号機、図記号や外国語を併記した案内標識、取り出しやすい自動販売機などを想定しています。

【規則】

(公共工作物)

第13条 条例第30条第1項の規則で定める工作物は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第14号に規定する信号機
- (2) 案内標識

- (3) 乗合自動車(路線を定めて定期に運行するものに限る。)の停留所又はタクシー(タクシー業務適正化特別措置法(昭和45年法律第75号)第2条第1項に規定するタクシーをいう。)の乗場の用に供する工作物
- (4) 銀行その他の金融機関の現金自動預払機及び現金自動支払機
- (5) 自動販売機

(住宅等への配慮)

第31条 住宅又は宅地(以下「住宅等」という。)を供給する者は、すべての人が安全かつ快適に利用できるよう整備された住宅等(当該住宅等と一体的に整備される道路及び公園を含む。)の供給に努めなければならない。

<趣 旨>

生活の場をトータルに捉えると、生活の基本となる居住環境の整備が不可欠です。

そこで、住宅についても安全かつ快適に利用できるよう整備を促進するため、住宅を供給する者に対する努力義務を規定しています。

<解 釈>

- 「宅地」を設けているのは、道路から玄関までの経路についても、安全かつ快適に移動できることが必要であるためです。
- 「住宅等を供給する者」とは、公営住宅を供給する県や市町村、宅地開発業者、住宅建設請負業者、住宅販売業者を想定しています。

第7章 特別特定建築物に追加する特定建築物等

(特別特定建築物に追加する特定建築物)

第32条 法第14条第3項の規定により条例で追加する特定建築物は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(特別支援学校及び幼稚園を除く。)とする。

(特別特定建築物の建築の規模)

第33条 法第14条第3項の規定により条例で定める特別特定建築物(高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令(平成18年政令第379号)第5条第1号、第2号及び第8号から第12号までに掲げるもの(児童厚生施設(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第40条に規定する児童厚生施設をいう。)その他これに類するもの、ポーリング場及び遊技場を除く。)並びに前条に規定するものに限る。)の建築(法第2条第19号に規定する建築をいい、用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。)の規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計1,000平方メートルとする。

<趣 旨>

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)」第14条第1項では、2,000㎡以上の新築特別特定建築物に建築物移動等円滑化基準への適合義務が定められています。

また、法第14条第3項では、地方公共団体の自然的社会的条件の特殊性により必要な場合に、義務化の対象となる建築物を条例で追加したり、義務化の対象となる建築物の面積を引き下げることができることとなっています。

この規定に基づき、条例第32条では、特別特定建築物に追加する特定建築物を規定し、条例第33条では、特別特定建築物の面積を引き下げることが規定されています。

<解 釈>

- 特別特定建築物に追加する特定建築物は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校」です。
- 次の特別特定建築物について、義務化の対象面積を「2,000㎡以上」から「1,000㎡以上」まで引き下げます。
 - ・ 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、大学、高等専門学校
 - ・ 特別支援学校(盲学校、聾学校、養護学校)
 - ・ 病院、診療所
 - ・ 保健所、税務署その他不特定多数の者が利用する官公署
 - ・ 老人ホーム、福祉ホーム等(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
 - ・ 老人福祉センター、身体障害者福祉センター等
 - ・ 体育館、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)
 - ・ 博物館、美術館、図書館
- 「建築」とは、新築、増築、改築及び用途の変更をして特別特定建築物にすることをいいます。
- 「1,000㎡」とは、増築、改築、用途の変更の場合は、当該部分の床面積が1,000㎡以上のことをいいます。

【参考】

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律>

(特別特定建築物の建築主等の基準適合義務等)

第14条 建築主等は、特別特定建築物の政令で定める規模以上の建築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。以下この条において同じ。)をしようとするときは、当該特別特定建築物(次項において「新築特別特定建築物」という。)を、移動等円滑化のために必要な建築物特定施設の構造及び配置に関する政令で定める基準(以下「建築物移動円滑化基準」という。)に適合させなければならない。

2 (省略)

3 地方公共団体は、その地方の自然的社会的条件の特殊性により、前2項の規定のみによっては、高齢者、障害者等が特定建築物を円滑に利用できるようにする目的を十分に達成することができないと認める場合においては、特別特定建築物に条例で定める特定建築物を追加し、第1項の建築の規模を条例で同項の政令で定める規模未満で別に定め、又は建築物移動等円滑化基準に条例で必要な事項を付加することができる。

4 (省略)

5 (省略)

<高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令>

(特別特定建築物)

第5条 法第2条第17号の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- (1) 特別支援学校
- (2) 病院又は診療所

- (3) 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
- (4) 集会場又は公会堂
- (5) 展示場
- (6) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
- (7) ホテル又は旅館
- (8) 保健所、税務署その他不特定かつ多数の者が利用する官公署
- (9) 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの(主として高齢者、障害者等が利用するものに限る。)
- (10) 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
- (11) 体育館(一般公共の用に供されるものに限る。)、水泳場(一般公共の用に供されるものに限る。)
若しくはボーリング場又は遊技場
- (12) 博物館、美術館又は図書館
- (13) 公衆浴場
- (14) 飲食店
- (15) 郵便局又は理髪店、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
- (16) 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
- (17) 自動車の停留又は駐車のための施設(一般公共の用に供されるものに限る。)
- (18) 公衆便所
- (19) 公共用歩廊

(基準適合義務の対象となる特別特定建築物の規模)

第9条 法第14条第1項の政令で定める規模は、床面積(増築若しくは改築又は用途の変更の場合にあっては、当該増築若しくは改築又は用途の変更に係る部分の床面積)の合計2,000平方メートル(第5条第18号に掲げる公衆便所にあっては、50平方メートル)とする。

第8章 雑則

(表彰)

第34条 知事は、県が実施するユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して、表彰を行うことができる。

<趣 旨>

ユニバーサルデザインによるまちづくりに積極的に取り組んでいる者を表彰できることを規定しています。

(国等に関する特例)

第35条 国、県、市町村その他規則で定める公共的団体については、第21条から第28条まで、第29条第2項及び第3項並びに第30条第2項及び第3項の規定は、適用しない。ただし、知事は、必要があると認めるときは、国、市町村その他規則で定める公共的団体に対し、特定生活関連施設の整備基準への適合状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、前項ただし書の規定による報告があったときは、当該報告を行った者に対し、必要な要請を行うことができる。

<趣 旨>

国、県、市町村等については、民間の事業者と同様に条例の適用を受けることとなりますが、これらについては、その性格からして条例に違反した特定生活関連施設を設置することは考えられず、むしろ率先して条例に対応すべきであること、事務処理の簡素化等の観点から、事前協議等の手続きは不要としています。

しかし、整備基準への適合状況等を把握する必要があることも予想されることから、当該事項に関する報告を求め、要請ができることを規定しています。

【規則】

(適用の特例を受ける公共的団体)

第14条 条例第35条第1項の規則で定める公共的団体は、次のとおりとする。

- (1) 建築基準法第18条の規定の適用について、法令の規定により国又は地方公共団体とみなされる法人
- (2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第284条第1項に規定する地方公共団体の組合
- (3) その他知事が適当と認めるもの

なお、規則第14条第1項に規定する法人は、

独立行政法人住宅金融支援機構、国立大学法人、独立行政法人国立高等専門学校機構、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人水資源機構、日本下水道事業団、地方道路公社、地方住宅供給公社などが挙げられます。

(規則への委任)

第36条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

<趣 旨>

条例で規定されていない細かな事項について、規則に委任することを規定しています。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第3号、第4章から第7章まで及び第35条並びに次項、附則第3項、第5項及び第6項の規定は、平成19年10月1日から施行する。
(徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止)
- 2 徳島県ひとにやさしいまちづくり条例(平成8年徳島県条例第8号)は、廃止する。
(徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止に伴う経過措置)
- 3 前項の規定による廃止前の徳島県ひとにやさしいまちづくり条例第12条の規定による事前協議がされた特定施設に係る措置については、なお従前の例による。
(基本指針に関する経過措置)
- 4 この条例の施行の際現に策定されているユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する県の基本的な指針は、第8条の規定により策定された基本指針とみなす。

(特別特定建築物に関する経過措置)

5 第7章の規定の施行の際現に工事中の特別特定建築物の建築については、同章の規定は、適用しない。

(徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正)

6 徳島県の事務処理の特例に関する条例(平成11年徳島県条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表32の項を次のように改める。

<p>32 徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例(平成19年徳島県条例第14号。以下この項において「条例」という。)及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(建築物に係るものに限る。)</p> <p>1 条例第21条第2項の規定による適合証の交付、同条第3項の規定による公表及び同条第4項の規定による適合証の返還命令</p> <p>2 条例第22条の規定による事前協議</p> <p>3 条例第23条の規定による指導又は助言</p> <p>4 条例第24条の規定による工事完了の届出の受理</p> <p>5 条例第25条の規定による完了検査</p> <p>6 条例第26条第1項の規定による報告の徴収、立入調査及び質問</p>	徳島市
---	-----

<趣 旨>

① 「施行期日」

公布日からの施行としていますが、生活関連施設、特定生活関連施設、特別特定建築物に関する規定は、対象施設や整備基準等に関する十分な周知期間を設けるため、平成19年10月1日から施行しました。

② 「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止」

平成19年10月1日に廃止しました。

③ 「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例の廃止に伴う経過措置」

平成19年9月30日までに「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づく事前協議がされた特定施設については、従前の条例に基づく手続きを行うこととしています。

④ 「基本指針に係る経過措置」

平成17年3月に「とくしまユニバーサルデザイン基本指針」を策定しており、これを第8条に規定する「基本指針」とみなすこととしています。

⑤ 「特別特定建築物に関する経過措置」

第7章で、バリアフリー新法による整備基準への適合義務の対象を拡大していますが、平成19年10月1日時点で工事中のものは、適合義務の対象としないこととしています。

⑥ 「徳島県の事務処理の特例に関する条例の一部改正」

「徳島県ひとにやさしいまちづくり条例」と同様に、徳島市内の建築物に係る事前協議等の手続きは、徳島市に権限委譲することとしています。

4 整備基準の解説

※「望ましい基準」に記載のない部分は、「整備基準」と同じ基準です。

1 建築物(用途面積が100平方メートル未満のもの(以下「小規模建築物」という。)を除く。)に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 出入口	<p>直接地上に通ずる出入口(以下「地上出入口」という。)、直接駐車場に通ずる出入口(以下「駐車場出入口」という。)及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者若しくは障害者で日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(以下「高齢者、障害者等」という。)が利用する各室の出入口(以下「室出入口」という。)のうち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、地上出入口及び駐車場出入口にあっては90センチメートル以上、室出入口にあっては80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合にあっては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いすを使用する者(以下「車いす使用者」という。)が円滑に開閉して通過できる構造とすること。 <注1></p> <p>(3) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 <注2></p>	<p><幅員></p> <ul style="list-style-type: none"> 直接地上へ通ずる出入口のうち1以上は、有効幅員を120センチメートル以上。 各室の出入口は、有効幅員を90センチメートル以上。 <p><戸></p> <ul style="list-style-type: none"> 各室の出入口の戸は、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えないもの。

・ 出入口に関する整備基準は、建築物の直接地上に通ずる出入口(以下「地上出入口」という。)及び直接駐車場に通ずる出入口(以下「駐車場出入口」という。)及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者若しくは障害者で日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受けるものその他日常生活若しくは社会生活に身体の機能上の制限を受ける者(以下「高齢者、障害者等」という。)が利用する各室の出入口(以下「室出入口」という。)について各々1以上を車いす使用者が通過できるような構造とすることを求めています。

・ 駐車場出入口とは、たとえば、百貨店の地下に駐車場がある場合に、百貨店部分から当該駐車場部分に通ずる出入口のことであり、地上出入口には該当しないものを指しています。

・ 避難階(直接地上へ通ずる出入口のある階をいう。)が複数ある場合は、それぞれの階に整備基準を満たす出入口が必要です。

<注1> 「車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造」とは、車いす使用者が通過できない構造の回り扉等としないことを求めています。

<注2> 「車いす使用者が通過する際に支障となる段」とは、車いす使用者が楽に通過できる使用の段(例:高低差が1センチメートル程度以内で丸みを持たせた段)以外のものです。

整備項目	整備基準	望ましい基準
2 廊下等	1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。	

その他これに類するもの(以下「廊下等」という。)

2 段を設ける場合にあっては、当該段は、次項(1)から(6)までに定める構造に準じたものとする。

3 前項に定める構造の各地上出入口(以下「適合地上出入口」という。)及び同項に定める構造の各駐車場出入口(以下「適合駐車場出入口」という。)から同項に定める構造の各室出入口(以下「適合室出入口」という。)(共同住宅等の場合にあっては、適合地上出入口がある階における各住戸又は居室の各出入口)並びに10の項(1)及び(2)に定める構造の改札口並びに第3号の表1の項(1)及び(2)に定める構造の改札口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては廊下等を次に定める構造とすること。

この場合において、4の項1及び2の(1)から(11)まで(共同住宅等の場合にあっては、同項1並びに2の(2)、(6)から(8)まで及び(10))に定める構造のエレベーター(以下「適合エレベーター」という。)が設置されるときは、当該1以上の経路は、当該適合エレベーターの昇降路を含むものとする。

(1) 有効幅員は、135センチメートル(共同住宅等の場合にあっては、120センチメートル)以上とすること。

(2) 高低差がある場合にあっては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令第129条の3第2項第1号及び第2号に掲げる昇降機で専ら車いす使用者の利用に供するものをいう。以下同じ。)を設けること。

(3) 適合地上出入口、適合駐車場出入口、適合室出入口並びに適合エレベーター及び車いす使用者用特殊構造昇降機の昇降路の出入口に接する部分は、水平とすること。 <注1>

4 地上出入口のうち1以上の出入口から人又は案内板により視覚障害者に生活関連施設全体の利用に関する情報提供を行うことができる場所までの廊下等(進行方向を変更する必要がない風除室内のものを除く。)には、視覚障害者を誘導するために線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその

<幅員>

- ・ 有効幅員を180センチメートル(廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分)を設ける場合は140センチメートル)以上。

他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設し、又は音声により視覚障害者を誘導する装置(以下「音声誘導装置等」という。)を設けること。(教習所、遊技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等の場合を除く。)

ただし、地上出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導することができる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合にあっては、この限りでない。〈注2〉

5 廊下等に設けられる傾斜路及びその踊場は、次に定める構造とすること。

(1) 有効幅員は、135センチメートル(段を併設する場合にあっては、105センチメートル)以上とすること。〈注3〉

ただし、共同住宅等の場合にあっては、有効幅員は、120センチメートル(段を併設する場合にあっては、90センチメートル)以上とすること。

(2) 勾配は、12分の1(傾斜路の高低差が、16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)を超えないこと。〈注4〉

(3) 高低差が75センチメートルを超える場合にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。〈注5〉

(4) 両側に手すりを設けること。

(5) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる
こと。

(6) 高低差が10センチメートルを超える場合にあっては、縁端部に、高さ10センチメートル以上の立ち上がりを設ける
こと。

(7) 傾斜路と当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する廊下等との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとする
こと。

(8) 傾斜路の上端又は下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、視覚障害者の注意を喚起するために点状ブロック

〈幅員〉

- ・ 有効幅員を150センチメートル(段を併設する場合は、120センチメートル)以上。

〈勾配〉

- ・ 屋外においては、勾配は、15分の1を超えないこと。

等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、点状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるものをいう。以下同じ。)を敷設すること。(教習所、遊技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等の場合を除く。)

(9) 傾斜路の上端又は下端には、車いすが安全に停止できる水平な部分を設けること。

- ・ 廊下については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する廊下の共通の整備基準として、次の2点について規定し、一定の経路上の廊下については車いす使用者が通行可能な構造とすることを求めています。
 - ・ 滑りにくい材料で仕上げること。
 - ・ 段を設ける場合には、つまづきにくい構造とすること等。
 この一定の経路とは、車いす使用者が通行可能な地上出入口又は車いす使用者が通行可能な駐車場出入口から車いす使用者が通行可能な室出入口に至る経路です。整備基準では、1以上の経路上の廊下等が基準を満たすことを求めています。
- 〈注1〉 「車いす使用者用特殊構造昇降機」とは、段差解消機です。段差解消機には、建築基準法に基づく認定を受けている製品があります。
- 〈注2〉 「地上出入口において常時勤務する者により視覚障害者を誘導できる場合その他視覚障害者の誘導上支障のない場合」には、
 - ① ホテルの入口に常時勤務している人により誘導が可能な場合
 - ② 百貨店等で受付が入口の正面にある場合
 - ③ 自動車車庫等、運転手等の視覚障害者以外の者が必ず同行する用途の場合等が考えられます。
- 〈注3〉 傾斜路の有効幅員は、135センチメートル(整備基準)は車いす使用者と歩行者がすれ違える寸法、段を併設する場合にあっては、105センチメートル以上(整備基準)は傾斜路を車いす使用者が通行しやすい寸法です。
- 〈注4〉 勾配については、国際シンボルマークの掲示のための基準となっている12分の1以下を基本勾配とし、高低差が、16センチメートル以下の場合には、建築基準法に規定されている最大勾配の8分の1以下とすることができます。
- 〈注5〉 踊場の規定は、スロープの長さが長く(勾配12分の1で9メートル)なる場合には、昇降中の車いす使用者が休憩や加速ができるような平坦な部分を設ける必要があることから設けたものです。

整備項目	整備基準	望ましい基準
3 階 段 (その踊場を含む。以下同じ。)	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階であって、地上出入口がないものに通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 両側に手すりを設けること。</p> <p>(2) 主たる階段には、回り階段を設けないこと。 〈注1〉</p> <p>(3) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 有効幅員を150センチメートル以上。 <p>〈けあげ〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ けあげの寸法は、16センチメートル以下。 <p>〈踏面〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 踏面の寸法は、30センチメートル以上。

	<p>こと。</p> <p>(4) 踏面とけこみ及び段鼻との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとする。</p> <p>(5) つまづきにくい構造とすること。</p> <p>(6) 階段の上端又は下端に近接する廊下等及び踊場の部分には、点状ブロック等を敷設すること。(教習所、遊技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等の場合を除く。)</p>	
--	--	--

・ 階段については、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する避難階以外の階に通ずるものはすべての整備基準に適合することを求めています。

〈注1〉 回り階段とは、らせん階段や踊場に段を設ける場合などです。

整備項目	整備基準	望ましい基準
4 昇降機	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階であって、地上出入口がないものを有する生活関連施設(別表第1第1号の表1から5の項まで及び12の項の生活関連施設の欄に掲げる施設並びに集会場等で用途面積が1,000平方メートル以上のもの並びにその他の生活関連施設(教習所を除く。)で用途面積が2,000平方メートル以上のものに限る。)には、かご(人を乗せ昇降する部分をいう。以下同じ。)が当該階(専ら駐車場の用に供される階にあっては、当該駐車場に車いす使用者が円滑に利用できる部分(以下「車いす使用者用駐車施設」という。)が設けられている階に限る。)に停止するエレベーターを設けること。</p> <p>ただし、当該階において提供される役務又は販売される物品を高齢者、障害者が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合にあっては、この限りでない。</p> <p style="text-align: right;">〈注1〉〈注2〉</p> <p>2 1に規定するエレベーターは、次に定める構造(共同住宅等の場合にあっては、(2)、(6)から(8)まで及び(10)に定める構造)とすること。</p> <p>(1) かごの幅は、有効幅員を140センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは、有効幅員を135センチメートル以上とすること。 〈注3〉</p>	<p style="text-align: center;">望ましい基準</p> <p>〈位置〉 エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。</p> <p>〈床面積〉 ・ かごの床面積は、2.09平方メートル以上。</p>

〈注1〉 専ら駐車場の用に供される階のうち、車いす利用者用駐車施設が設けられていない階については、当該階が車いす利用者により利用が見込まれない階であるため、エレベーターのかごの停止を求めています。

例えば、二層三段の自走式自動車車庫で車いす利用者用駐車施設を1階の出入口付近に設けているような場合は、エレベーターを設けなくてもよいこととなります。

〈注2〉 「当該階において提供される役務又は販売される物品を高齢者、障害者が享受し、又は購入することができる措置を講じる場合」には、

- ① 2階で行っている窓口業務を適宜1階で行える体制を整えている場合
- ② 車いす利用者用昇降機等により、車いす利用者等を2階に挙げるができる場合等が考えられます。

〈注3〉 かごの奥行き(135センチメートル)は、JIS規格の11人乗り及び13人乗りのかごの奥行き寸法であり、電動車いすも収まる大きさです。

〈注4〉 かごの出入口の有効幅員(80センチメートル)は車いす使用者が通過できる寸法です。

〈注5〉 車いす使用者の制御装置(操作盤)について視覚障害者対応を求めているのは、視覚障害者である車いす使用者には介助者が付くことが想定されるためです。

〈注6〉 乗降ロビーの幅員及び奥行(150センチメートル)は車いす回転可能寸法です。

整備項目	整備基準	望ましい基準
5 便所	<p>1 生活関連施設(公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。)で用途面積が1,000平方メートル以上のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所及び公衆便所(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分)は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房(以下「多機能便房」という。)が設けられていること。 〈注1〉</p> <p>(2) 多機能便房又は当該多機能便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。 〈注2〉</p> <p>(3) 多機能便房又は当該多機能便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあっては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(4) 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	<p>○ 不特定かつ多数の者、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける階(専ら駐車場の用に供される階にあたっては、当該駐車場に車いす利用者用駐車施設が設けられている階に限る。)には、次に定める基準に適合する便所を設けること。</p> <p>〈数〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 当該階に設けられる多機能便房の数は、当該階に設けられる便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とすること。 <p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上。 <p>〈位置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 多機能便房のない便所は、多機能便房に近接した位置に設けること。 ただし、多機能便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設け

- (5) 多機能便房を設置した旨を、当該多機能便房のある便所の出入口付近にわかりやすい方法で表示すること。
 - (6) 洗面設備を設ける場合にあっては、レバー式光感知式等の操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備を1以上設けること。
 - (7) 別表第1第1号の表1の項から3の項まで及び5の項の生活関連施設の欄に掲げる施設にあっては、多機能便房の適切な位置に非常通報装置を設けること。
- 2 生活関連施設(公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。)で用途面積が1,000平方メートル未満のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は次に定める構造とすること。
- (1) 腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房が設けられていること。
 - (2) (1)の便房及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。
 - (3) (1)の便房及び当該便房のある便所の出入口に戸を設ける場合にあっては、当該戸は、車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
 - (4) (1)の便房及び当該便房のある便所の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。
 - (5) 洗面設備を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式等の操作が容易な水栓器具を備えた洗面設備を1以上設けること。
- 3 生活関連施設(公衆便所を除く。)に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する男性用小便器のある便所の1以上及び男性用小便器のある公衆便所には、手すり等が適切に配

られた便房が1以上ある場合においては、この限りではない。

置された床置き式の小便器を設けること。

4 別表第1第1号の表1の項、3の項、5の項、8の項及び12の項の生活関連施設の欄に掲げる施設並びに劇場等、集会場等、運動施設及び展示場で用途面積が2,000平方メートル以上のものに設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は次に定める構造とすること。

(1) 乳幼児を座らせることができる設備を備えた便房を1以上設けること。

(2) 乳幼児のおむつ替えができる設備を備えた便房を1以上設けること。
ただし、便所以外におむつ替えができる場所を設ける場合はこの限りでない。

(3) 人口肛門又は人工膀胱を使用している者のための洗浄設備等を備えた便房を1以上設けること。

(4) (1)から(3)までに定める便房を設置した旨を、当該便房のある便所の出入口又はその付近にわかりやすい方法で表示すること。

・ 便所に関する整備基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する場合に適用され、従業員用の便所のみを設けている場合などには適用されません。

〈注1〉 多機能便房は出入口と便座の位置関係等により様々な平面計画があり得ることから、「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され、かつ、腰掛便座、手すり等が適切に配置されている便房」と規定し、便房の幅、奥行き等の寸法については定めていません。

〈注2〉 多機能便房及び当該多機能便房のある便所の出入口の有効幅員80センチメートルは、車いす使用者が通過できる寸法です。

整備項目	整備基準	望ましい基準							
6 駐車場	1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、車いす使用者用駐車施設を1以上設けること(共同住宅等の場合を除く。)	〈駐車施設数〉 <table border="1"> <tr> <td>全駐車台数</td> <td>車いす使用者用 駐車施設</td> </tr> <tr> <td>1~50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51~100</td> <td>2</td> </tr> </table>		全駐車台数	車いす使用者用 駐車施設	1~50	1	51~100	2
	全駐車台数			車いす使用者用 駐車施設					
1~50	1								
51~100	2								
	2 車いす使用者用駐車施設は、次に定める基準に適合するものとする。 <p>(1) 車いす使用者用駐車施設は、当該車いす使用者用駐車施設に通ずる適合地</p>								

<p>上出入口又は適合駐車場出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る経路（3に定める構造の駐車場内の通路又は7の項1から3まで及び6に定める構造の敷地内の通路を含むものに限る。）の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 幅員は、350センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 車いす使用者用である旨を立て看板及び路面にわかりやすく表示すること。</p> <p>3 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の通路は、次項の通路の1、2、3の(1)から(3)まで及び6に定める構造とすること。 〈注1〉</p>	101～150	3
	151～200	4
	201～	全駐車台数× 1%+2

〈注1〉 適合地上出入口から車いす使用者用駐車施設へ通ずる経路上には敷地内の通路があり、適合駐車場出入口から車いす使用者用駐車施設へ通ずる経路上には駐車場内の通路があるが、これらの通路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の同行が想定されるため、敷地内の通路における誘導用床材等の視覚障害者対応(7敷地内の通路の4)については適用しません。

整備項目	整備基準	望ましい基準
7 敷地内の通路	<p>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 段を設ける場合にあっては、当該段は、3の項(1)から(5)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>3 適合地上出入口から当該生活関連施設の敷地の接する道若しくは空地(建築基準法第43条第1項ただし書に規定する空地に限る。以下「道等」という。)又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上(地形の特殊性により適合させることが困難であると認められる場合は、適合地上出入口から当該生活関連施設の車寄せ又は車いす使用者用駐車施設に至る敷地内の通路のうち、それぞれ1以上)の敷地内の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、135センチメートル(共同住宅等の場合にあっては、120センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合にあっては、傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員は、180センチメートル以上。

殊構造昇降機を設けること。

(3) 通路を横断する排水溝を設ける場合
にあつては、つえ、車いすのキャスター
等が落ち込まないように溝ふたを設ける
こと。

4 各地上出入口から道等に至る敷地内の通
路のうち、それぞれ1以上の敷地内の通路
は、次に定める構造とすること(教習所、遊
技場、自動車車庫、共同住宅等及び社寺等
の場合を除く。)

ただし、常時勤務する者により視覚障害
者を誘導することができる場合その他視覚
障害者の誘導上支障のない場合にあつて
は、この限りでない。 〈注1〉

(1) 線状ブロック等を敷設し、又は音声
誘導装置等を設けること。

(2) 自動車用の通路(以下「車路」とい
う。)に接する部分、車路を横断する部
分並びに傾斜路及び段の上端又は下端
に近接する敷地内の通路及び踊場の部
分には、点状ブロック等を敷設すること。

5 敷地内の通路に設けられる傾斜路及びそ
の踊場は、次に定める構造とすること。

(1) 2の項5の(1)から(6)までに定め
る構造とすること。

(2) 傾斜路と当該傾斜路の踊場及び当該
傾斜路に接する敷地内の通路との色の
明度の差が大きいことにより、これら
を容易に識別できるものとする。

6 通行者の安全の確保のため、車路との分
離等を行うこと。

〈すべての通路〉

・ 各接地上に通ずる各出入口か
ら道等に至る敷地内の通路は、
整備基準に定める構造とす
ること。

・ 適合地上出入口から道等に通ずる通路又は屋外の車いす使用者用駐車施設に至る通路の構造
について定めたものです。道等から車いす使用者用駐車施設に至る通路については、当該生活関
連施設を利用しようとする高齢者、障害者等が經由することは想定されないため、対象としてい
ません。

なお、バス等が走行するような構内道路を備えた敷地内に複数の建物が存在し、各建築物の近
くまで高齢者、障害者等がバス、タクシー等で到達することが想定される場合には、当該道路に
接する部分から建築物の出入口までの部分を整備すれば十分と考えられます。

〈注1〉 視覚障害者用の注意喚起用床材や誘導用床材が求められるのは、適合地上出入口から道
等に通ずる通路であり、適合地上出入口から車いす使用者用駐車施設に至る通路には求め
られていません(当該通路を通行する視覚障害者には運転手等の視覚障害者以外の者の同
行が想定されるため)。

整備項目	整備基準	望ましい基準								
8 客席	<p>1 公民館、劇場等、集会場等及び運動施設に固定式のいす席による客席を設ける場合にあっては、当該客席内に、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる人数分以上の車いす使用者が利用できる部分を設けること。</p> <table border="1" data-bbox="336 383 967 947"> <thead> <tr> <th data-bbox="336 383 651 483">いす席数</th> <th data-bbox="651 383 967 483">利用できる車いす使用者の人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="336 483 651 546">100席以下の場合</td> <td data-bbox="651 483 967 546">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 546 651 647">100席を超え400席以下の場合</td> <td data-bbox="651 546 967 647">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="336 647 651 947">400席を超える場合</td> <td data-bbox="651 647 967 947">いす席の総数から400を減じた数を200で除して得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 1に規定する車いす使用者が利用できる部分は、次に定める基準に適合するものとする。</p> <p>(1) 当該客席の適合室出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る経路(3に定める構造の客席内の通路を含むものに限る。)の距離ができるだけ短くなる位置に設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者1人につき、幅員90センチメートル以上、奥行きは140センチメートル以上とすること。</p> <p>3 当該客席の適合室出入口から当該車いす使用者が利用できる部分に至る客席内の通路のうち1以上の通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。 〈注1〉</p> <p>(2) 高低差がある場合にあっては、2の項5の(1)から(6)までに定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>4 車いす使用者が舞台等に円滑に到達できる構造とすること。</p>	いす席数	利用できる車いす使用者の人数	100席以下の場合	1	100席を超え400席以下の場合	2	400席を超える場合	いす席の総数から400を減じた数を200で除して得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数	
いす席数	利用できる車いす使用者の人数									
100席以下の場合	1									
100席を超え400席以下の場合	2									
400席を超える場合	いす席の総数から400を減じた数を200で除して得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数									

〈注1〉 通路の有効幅員(135センチメートル)は車いす使用者と歩行者がすれ違える寸法です。

整備項目	整備基準	望ましい基準
9 受付カウンター、記載台及び公衆電話台（以下「受付カウンター等」という。）	<p>受付カウンター等を設ける場合にあつては、その一部分を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 受付カウンター等の上面の高さは、70センチメートル程度とすること。</p> <p>(2) 受付カウンター等の下部に車いすのフットレストが入る空間を確保すること。 〈注1〉</p>	

〈注1〉 「受付カウンター等の下部に車いすのフットレストが入る空間を確保すること」とは、下部に65センチメートル程度の高さの空間を確保することです。

整備項目	整備基準	望ましい基準
10 改札口及び支払用通路（商品等の代金を支払う場所を通過するための通路をいう。以下同じ。）	<p>改札口又は支払用通路を設ける場合にあつては、それぞれその1以上を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が円滑に通過できる構造とすること。</p>	

整備項目	整備基準	望ましい基準
11 案内設備等	<p>1 案内設備を設ける場合において、主要な案内設備は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 案内設備の高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく理解しやすいものとする。</p> <p>(2) 点字による表示を併用すること。〈注1〉</p> <p>(3) 必要に応じて図形若しくは記号又は外国語による表示を行うこと。</p> <p>(4) 建築物又はその敷地内に設けられる案内設備で、当該建築物全体の案内を行うものにあつては、車いす使用者の円滑な利用に配慮した設備についての表示を行うこと。</p> <p>2 避難用の誘導灯を設ける場合にあつては、必要に応じて視覚情報及び聴覚情報に配慮した誘導灯を設けること。</p>	

〈注1〉 点字による表示の設置場所は、主に次の箇所です。

- ・ エレベーターの乗り場ボタン及びかご内の操作盤

- ・ 案内板
- ・ 便所の掲示板
- ・ 階段等の手すり
- ・ 玄関の呼出設備(インターホン)

整備項目	整備基準	望ましい基準
12 休憩場所	生活関連施設(学校等、飲食店、公衆便所、自動車車庫及び共同住宅等を除く。)には、利用者の休憩場所を設置するよう努めること。	

整備項目	整備基準	望ましい基準
13 授乳場所	<p>別表第1第1号の表5の項の生活関連施設の欄に掲げる施設並びに劇場等、集会場等及び運動施設で客席を有するもの並びに同表12の項の生活関連施設の欄に掲げる施設で用途面積が2,000平方メートル以上のものにあつては、次に定める構造の授乳場所を1以上設置すること。</p> <p>(1) 乳幼児用ベット若しくはいす又はこれに代わる設備が適切に配置されていること。</p> <p>(2) 授乳場所を設置した旨を、当該授乳場所の出入口又はその付近にわかりやすい方法で表示すること。</p>	○ 授乳室は、9.9平方メートル以上。 〈注1〉

・ 対象施設は、乳幼児連れでの利用が多いと考えられる施設であり、これらの場所には、授乳場所の設置を求めています。

なお、その他の施設においても、できるだけ授乳場所を設けることが望ましいと考えられます。

〈注1〉 9.9平方メートル以上の授乳室を設けることにより、(財)こども未来財団から助成が受けられる。

整備項目	整備基準	望ましい基準
14 浴室 (客室の内部に設置するものを除く。)	<p>別表第1第1号の表2の項、3の項及び7の項の生活関連施設の欄に掲げる施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室並びに公衆浴場の浴室のうち、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の浴室は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合にあつては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p>	

	<p>(3) 出入口に段を設けないこと。</p> <p>(4) 浴槽には、手すりを設けること。</p> <p>(5) 洗い場の床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(6) 洗い場には、レバー式、光感知式等操作が容易な水栓器具を1以上設けること。</p> <p>(7) (6)の水栓器具を設置した部分には、手すりを1以上設けること。</p> <p>(8) 浴室内の見やすい位置に、非常通報装置を設けること。</p>	
--	--	--

・ 浴室等に対する整備基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合に適用されます。したがって、従業員用の浴室のみを設けている場合などには適用されません。

整備項目	整備基準	望ましい基準
15 更衣室及びシャワー室	<p>1 運動施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合にあっては、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の更衣室又はシャワー室を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車いす使用者が円滑に利用できる区画を1以上設けること。</p> <p>(2) 床面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 1の(1)の車いす使用者が円滑に利用できる区画は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸を設ける場合にあっては、当該戸は、自動的に開閉する構造又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口には、段を設けないこと。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保され</p>	<p>〈幅員〉</p> <p>・ 出入口の有効幅員は、90センチメートル以上。</p>

	<p>ていること。 〈注1〉</p> <p>(5) 高さ40センチメートルから45センチメートル程度の腰掛台、手すり等が適切に配置されていること。</p> <p>(6) 水栓器具を設ける場合にあっては、レバー式、光感知式等操作が容易なものとする事。</p> <p>(7) 非常通報装置を設けること。</p>	
--	---	--

・ 更衣室及びシャワー室に対する整備基準は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室等を設ける場合に適用されます。したがって、従業員用の更衣室及びシャワー室のみを設けている場合などには適用されません。

〈注1〉 「車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積が確保されていること」とは、車いす使用者が転回できることが重要となります。

整備項目	整備基準	望ましい基準
16 客室	<p>別表第1第1号の表7の項の生活関連施設の欄に掲げる施設に50を超える客室を設ける場合にあっては、その1以上を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口は1の項(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 便所は5の項1の(1)から(4)まで及び(6)に定める構造とすること。</p> <p>(3) 浴室は、14の項(1)から(8)までに定める構造とし、かつ、浴槽の縁及び移乗台の高さは40センチメートルから45センチメートル程度とすること。</p> <p>(4) 室内は、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分な空間が確保されていること。</p> <p>(5) コンセント、スイッチその他の設備は、車いす使用者が円滑に利用できるものとする事。</p> <p>(6) 視覚情報及び聴覚情報に配慮した非常警報装置を設けること。</p>	<p>〈構造〉</p> <p>・ 宿泊施設には、客室数にかかわらずその1以上の客室を整備基準に定める構造とする。</p>

2 小規模建築物に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 出入口	地上出入口、駐車場出入口及び室出入口の	

	<p>うち、それぞれ1以上の出入口は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 前号の表1の項(2)及び(3)に定める構造とすること。</p>	<p><幅員></p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員を90センチメートル以上。 <p><戸></p> <ul style="list-style-type: none"> 各室の出入口の戸は、開閉により当該戸の一部が廊下等の当該戸がある側の壁面線を越えないもの。
--	--	--

整備項目	整備基準	望ましい基準
2 廊下等	<p>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>2 前項に定める構造の各地上出入口及び同項に定める構造の各駐車場出入口から同項に定める構造の各室出入口に至る経路のうち、それぞれ1以上の経路においては、廊下等を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合は、12分の1(高低差が16センチメートル以下の場合にあっては、8分の1)以下の勾配の傾斜路を設けること。</p>	<p><幅員></p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員を180センチメートル(廊下等の末端の付近及び区間50メートル以内ごとに2人の車いす使用者がすれ違うことができる構造の部分の部分を設ける場合は140センチメートル)以上。

整備項目	整備基準	望ましい基準
3 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する階であって、地上出入口がないものに通ずる階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 前号の表3の項(2)から(5)までに定める構造とすること。</p> <p>(2) 手すりを設けること。</p>	<p><幅員></p> <ul style="list-style-type: none"> 有効幅員を150センチメートル以上。 <p><けあげ></p> <ul style="list-style-type: none"> けあげの寸法は、16センチメートル以下。 <p><踏面></p> <ul style="list-style-type: none"> 踏面の寸法は、30センチメートル以上。 <p><手すり></p> <ul style="list-style-type: none"> 両側に設けること。

整備項目	整備基準	望ましい基準
4 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は、前号の表5の項2の(1)から(5)までに定める構造(公衆便所(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分)の場合にあっては、同項1の</p>	

(1)から(6)までに定める構造)とすること。

整備項目	整備基準	望ましい基準
5 敷地内の通路	<p>1 表面は、滑りにくい材料で仕上げるこ と。</p> <p>2 段を設ける場合にあつては、当該段は、 前号の表3の項(1)から(6)までに定め る構造に準じたものとするこ と。</p> <p>3 1の項に定める構造の各地上出入口か ら道等に至る敷地内の通路のうち、1以 上(地形の特殊性により適合させるこ とが困難であると認められる場合は、同項 に定める構造の各地上出入口から当該生 活関連施設の車寄せに至る敷地内の通路 のうち、1以上)の敷地内の通路は、次に 定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル (段を併設する場合にあつては、90 センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 高低差がある場合にあつては、傾 斜路及びその踊場又は車いす使用者 用特殊構造昇降機を設けるこ と。</p> <p>(3) 通路を横断する排水溝を設ける場 合にあつては、つえ、車いすのキャス ター等が落ち込まないよう溝ふたを 設けるこ と。</p> <p>4 敷地内の通路に設けられる傾斜路及び その踊場は次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル (段を併設する場合にあつては、90 センチメートル)以上とすること。</p> <p>(2) 手すりを設けるこ と。</p> <p>(3) 前号の表2の項5の(2)、(3)及 び(5)から(7)までに定める構造と すること。</p>	<p>〈幅員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 幅員は、180センチメートル以 上。

3 建築物以外の公共交通機関の施設に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 改札口	改札口のうち1以上は、次に定める構造と すること。	

	<p>(1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p>	
--	---	--

整備項目	整備基準	望ましい基準
2 旅客の乗船又は下船の用に供する施設、バスターミナル及びプラットホーム（以下「乗降場」という。）	<p>乗降場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる こと。</p> <p>(2) 縁端部には、点状ブロック等を敷設 すること。</p> <p>(3) 両端には、転落防止柵を設けること (バスターミナルの場合を除く。)</p> <p>(4) ベンチを1以上設けること。</p>	

整備項目	整備基準	望ましい基準
3 通路	<p>1 通路は、第1号の表7の項1及び2に定める構造とし、線状ブロック等及び点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>2 1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路に含まれる通路のうち、1以上の通路にあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。 ただし、構造上の理由によりやむを得ないと認められる場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員は、120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 高低差がある場合にあっては、第1号の表7の項5の(1)及び(2)に定める構造の傾斜路及びその踊場又は車いす使用者用特殊構造昇降機を設けること。</p>	<p><幅員> ・ 幅員は180センチメートル以上。</p>

整備項目	整備基準	望ましい基準
4 階段	1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路において階段がある場合にあって	<p><幅員> ・ 有効幅員を150センチメー</p>

	は、当該階段は、第1号の表3の項(1)から(6)までに定める構造とすること。	ル以上。 〈けあげ〉 ・ けあげの寸法は、16センチメートル以下。 〈踏面〉 ・ 踏面の寸法は、30センチメートル以上。
--	--	--

整備項目	整備基準	望ましい基準
5 昇降機	前年度における1日当たりの平均乗降客数(新設の場合にあっては、1日当たりの平均乗降客数の見込み)が5千人以上の施設の1の項に定める構造の改札口から乗降場に至る経路において5メートル以上の高低差がある場合にあっては、その1以上の経路に適合エレベーターを設けること。	〈位置〉 ・ エレベーターを主たる廊下等に近接した位置に設けること。 〈床面積〉 ・ かごの床面積は2.09平方メートル以上。 〈幅員等〉 ・ 乗降ロビーの幅員及び奥行きは、それぞれ有効幅員を180センチメートル以上。

整備項目	整備基準	望ましい基準
6 便所	1 前年度における1日当たりの平均乗降客数(新設の場合にあっては、1日当たりの平均乗降客数の見込み)が5千人以上の施設に設ける不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所のうち、1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は、第1号の表5の項1の(1)から(7)まで及び3に定める構造とすること。 2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所で多機能便房を設けていないもの(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用の部分又は男子用及び女子用のそれぞれの部分)は、第1号の表5の項2の(1)から(5)まで及び3に定める構造とすること。	〈数〉 ・ 当該階に設けられる多機能便房の数は、当該階に設けられる便房の総数に50分の1を乗じて得た数以上とすること。 〈幅員〉 ・ 多機能便房の出入口及び当該便房のある便所の出入口の有効幅員は、90センチメートル以上。 〈位置〉 ・ 多機能便房のない便所は、多機能便房に近接した位置に設けること。 ただし、多機能便房のない便所に腰掛便座及び手すりの設けられた便房が1以上ある場合においては、この限りではない。

整備項目	整備基準	望ましい基準
7 案内設備	乗降場及び通路には、公共車両等の入線、行き先等を明示し、かつ、次に定める構造に適合する案内設備を設けるよう努めること。 (1) 案内設備の高さ、文字の大きさ、色彩等は、高齢者、障害者等が見やすく、理解しやすいものとする。こと。 (2) 点字による表示を併用すること。	

(3) 必要に応じて図形若しくは記号又は外国語による表示を行うこと。

4 建築物以外の路外駐車場に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 出入口	出入口のうち、1以上は、第1号の表1の項(1)及び(3)に定める構造とすること。	

整備項目	整備基準	望ましい基準												
2 駐車場	<p>1 駐車場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 車いす使用者用駐車施設を1以上設けること。</p> <p>(2) 車いす使用者用駐車施設は、第1号の表6の項2の(1)から(3)までに定める基準に適合するものとする。</p> <p>2 車いす使用者用駐車施設に通ずる前項に定める構造の出入口から当該車いす使用者用駐車施設に至る通路は、次の構造とすること。</p> <p>(1) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる。</p> <p>(2) 段を設ける場合にあっては当該段は、第1号の表3の項(1)から(5)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(3) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。 ただし、構造上の理由によりやむを得ないと認められる場合は、通路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(4) 高低差がある場合にあっては、第1号の表7の項5の(1)及び(2)に定める構造の傾斜路及びその踊場を設けること。</p> <p>(5) 通路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないように溝ふたを設けること。</p>	<p>○ 車いす使用者駐車施設を次のとおり設けること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全駐車台数</th> <th>車いす使用者用駐車施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>101～150</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>151～200</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>全駐車台数×1%+2</td> </tr> </tbody> </table>	全駐車台数	車いす使用者用駐車施設	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	全駐車台数×1%+2
全駐車台数	車いす使用者用駐車施設													
1～50	1													
51～100	2													
101～150	3													
151～200	4													
201～	全駐車台数×1%+2													

5 道路に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
<p>1 歩道及び自転車歩行者道（以下「歩道等」という。）</p>	<p>歩道等は、次に定める構造とするほか、生活関連施設間の当該歩道等を含む経路の確保に配慮すること。</p> <p>(1) 歩道等は、車道の部分より高くするものとし、その段差は、5センチメートル（横断歩道と接する部分にあっては、2センチメートル）を標準とすること。</p> <p>(2) 歩道等と車道は、縁石、植樹帯、防護柵その他の方法で分離すること。</p> <p>(3) 歩道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い歩道にあっては350センチメートル以上、その他の歩道にあっては200センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 自転車歩行者道の有効幅員は、歩行者の交通量が多い自転車歩行者道にあっては400センチメートル以上、その他の自転車歩行者道にあっては、300センチメートル以上とすること。</p> <p>(5) 縦断勾配は、20分の1以下とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合においては、25分の2以下とすることができる。</p> <p>(6) 横断勾配は、50分の1以下（透水性舗装等を行った場合は、100分の1以下）とすること。</p> <p>(7) 歩道等を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないように溝ふたを設けること。</p> <p>(8) 表面は、平たんとし、かつ、滑りにくいものとする。</p> <p>(9) 車両の出入口では、歩道等が連続して平たんとなるよう努めること。</p> <p>(10) 公共交通機関の施設と視覚障害者の利用の多い施設とを結ぶ歩道等その他の視覚障害者の利用の多い歩道等には、必要に応じて線状ブロック等又は点状ブロック等を敷設すること。</p>	

6 公園等に関する整備基準

整備項目	整備基準	望ましい基準
1 出入口	<p>出入口のうち、1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、90センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車止柵<small>きんせき</small>を設ける場合にあっては、その間隔のうち1以上は90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) 出入口から150センチメートル以内の部分は、水平面とすること。</p> <p>(4) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ただし、高低差がある場合であって、やむを得ないと認められる場合にあっては、次に定める構造の傾斜路及びその踊場を併設した上で、段を設けることができる。</p> <p>① 有効幅員は、105センチメートル以上とすること。</p> <p>② 縦断勾配<small>たてまがひ</small>は、25分の2以下とし、かつ、横断勾配<small>よこまがひ</small>は0とすること。</p> <p>③ 高低差が75センチメートルを超える場合にあっては、高低差75センチメートル以内ごとに踏幅150センチメートル以上の踊場を設けること。</p> <p>④ 両側に手すりを設けること。</p> <p>⑤ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>⑥ 高低差が10センチメートルを超える場合にあっては、縁端部には、高さ10センチメートル以上の立ち上がり<small>たちあがり</small>を設けること。 ただし、側面が壁面である場合には、この限りでない。</p>	<p>・ 「地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合」とは、丘陵地など急峻な地形に立地するなど十分なすりつけの場所を確保できない、又は、景観や文化財等に重大な影響が出るなど土地の改変に制約があり、工夫してもなお、対応させることが出来ない場合を言う。(以下、同じ)</p> <p>・ 水平面の表面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい舗装とする。</p> <p>・ 横断側溝の上蓋等は、車いすやベビーカー等の車輪、杖や靴の踵等が挟まらない構造で、滑りにくい表面とすること。</p> <p>・ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。</p> <p>・ 登り口、降り口には、安全性に配慮し、150cm以上の水平面を設けることが望ましい。</p> <p>・ 手すりは、両側に連続して設置する。</p> <p>・ 1段の手すりとする場合、高さを75cm～85cm程度とする。</p> <p>・ 2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm、下段65cm程度とする。</p> <p>・ 路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。</p> <p>・ 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面は壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りではない。</p>

整備項目	整備基準	望ましい基準
2 園路	<p>前項に定める構造の出入口及び園内の不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する施設に接続する園路のうち、それぞれ1以上は、次に定める構造とする。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、園路の末端の付近の広さを車いすの転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車いすが転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を120センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</p> <p>(3) 表面は、滑りにくい材料で仕上げる こと。</p> <p>(4) 縦断勾配は、25分の1以下とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、25分の2以下とすることができる。</p> <p>(5) 横断勾配は、100分の1以下とすること。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、50分の1以下とすることができる。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝を設ける場合にあっては、つえ、車いすのキャスター等が落ち込まないように溝ふたを設けること。</p> <p>(7) 危険防止等のため必要な箇所には、点状ブロック等を敷設すること。</p> <p>(8) 段を設ける場合にあっては、当該段は、次に定める構造とし、かつ、前項(4)の①から⑥までに定める構造の傾斜路及びその踊場を併設すること。 この場合において、傾斜路と当該傾斜路の踊場及び当該傾斜路に接する園路等との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の安全な通行のため、必要に応じ十分な照明を確保することが望ましい。 ・ 標識等の空中突出物を設ける場合は、視覚障害者の通行の支障とならないように配慮して設置する。 ・ 路面は、平坦で固くしまっていて滑りにくいものとする。 ・ 勾配のある通路を設ける場合は、地形の状況等必要に応じて水平面を設けること。 ・ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、さく、視覚障害者誘導用ブロック、その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備を設置する。 ・ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設する。傾斜路を設ける場合は、傾斜路の基準を満たすこと。 ・ 手すりは、両側に連続して設置する。

	<p>① 両側に手すりを設けること。</p> <p>② 手すりの端部の付近には、当該段の通ずる場所を示す点字をはり付けること。</p> <p>③ 主たる段には、回り段を設けないこと。</p> <p>④ 表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>⑤ 踏面とけこみ及び段鼻との色の明度の差が大きいことにより、これらを容易に識別できるものとし、かつ、つまずきにくい構造とすること。</p> <p>⑥ 高低差が10センチメートルを超える場合にあっては、縁端部には、高さ10センチメートル以上の立ち上がり設けること。 ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1段の手すりとする場合、高さを75cm～85cm程度とする。 ・ 2段手すりとする場合、床仕上げ面から手すり中心までの高さを上段で85cm程度、下段65cm程度とする。 ・ 手すりのそれぞれの端部には、階段の上り、下りと階段の通ずる場所を示す点字を設置する。 ・ 踏み面の幅が一定でない回り段やらせん階段は設置しない。 ・ 踏面は、平坦で固くしまっていて滑りにくい仕上げとする。 ・ 段鼻は、突き出しがないこと等、つまずかないような構造とすること。 ・ 階段の両側は、視覚障害者等が足を踏み外したりしないよう立ち上がり部を設ける。側面は壁面である場合は、足を踏み外すことはないので、この限りではない。
--	--	--

整備項目	整備基準	望ましい基準
3 便所	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合にあっては、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床の表面は、滑りにくい材料で仕上げること。</p> <p>(2) 1以上(男子用及び女子用の区分があるときは、男女共用として1以上又は男子用及び女子用としてそれぞれ1以上)の便所は、第1号の表5の項1の(1)から(3)まで、(5)及び(6)並びに3に定める構造とすること。</p> <p>(3) (2)に規定する便所及び当該便所に設けられる多機能便房の出入口には、車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。 ただし、地形の状況その他の理由によりやむを得ないと認められる場合は、傾斜路を併設した上で、段を設けることができる。</p>	<p>○ 全ての便所に係る基準</p> <p>男子用小便器</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 男子用小便器を設ける場合は、1以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のもの)その他これらに類する小便器を設け、手すりを設置。 <p>○ 1以上の便所(又は便房)に係る基準</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合、1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所、又は便所内に便房(以下、「車いす使用者等用トイレ」という)を設置。 <p>○ 車いす使用者等用トイレの基準 <便所の基準></p> <p>出入口</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 幅は80cm以上。 ・ 車いす使用者等用トイレが設けられていることを表示する標識を

		設置。 戸 ・ 戸を設ける場合は、幅は80cm以上とし、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とする。 広 さ ・ 車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保。 <便房の基準> 出入口 ・ 車いす使用者等用トイレが設けられていることを表示する標識を設置。 設 備 ・ 腰掛便座及び手すりを設置。 ・ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設置。
--	--	--

整備項目	整 備 基 準	望 ま し い 基 準																		
4 駐車場	<p>1 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場には、次の表の上欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>駐車台数</th> <th>車いす使用者用駐車施設の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>200台以下の場合</td> <td>駐車台数に50分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)</td> </tr> <tr> <td>200台を超える場合</td> <td>駐車台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 車いす使用者用駐車施設は、第1号の表6の項2の(1)から(3)までに定める構造とすること。</p> <p>3 車いす使用者用駐車施設に通ずる出入口から車いす使用者用駐車施設に至る駐車場内の経路は、第1号の表7の項6及び第4号の表2の項2の(1)から(5)までに定める構造とすること。</p>	駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数	200台以下の場合	駐車台数に50分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)	200台を超える場合	駐車台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数	<p>○ 車いす使用者駐車施設を次のとおり設けること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>全駐車台数</th> <th>車いす使用者用駐車施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1～50</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>51～100</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>101～150</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>151～200</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>201～</td> <td>全駐車台数×1%+2</td> </tr> </tbody> </table> <p>○ 車いす使用者用駐車施設 <構造> ・ 後部には、車いすが通行可能な有効幅120cm以上の通路を設けることが望ましい。 ・ 幅は350cm以上とする。 ・ 駐車施設と通路の間には、段を設けない。 ・ 駐車施設の表面は、滑りにくく平坦な仕上げとする。 <表示> ・ 車いす使用者用駐車施設は、障害者優先の旨を床に国際シンボルマークを表示する。 ・ 車いすが方向転換できるスペースを幅350cmの内140cm程度確 </p>	全駐車台数	車いす使用者用駐車施設	1～50	1	51～100	2	101～150	3	151～200	4	201～	全駐車台数×1%+2
駐車台数	車いす使用者用駐車施設の数																			
200台以下の場合	駐車台数に50分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)																			
200台を超える場合	駐車台数に100分の1を乗じて得た数(小数点以下1位未満は、切り上げるものとする。)に2を加えた数																			
全駐車台数	車いす使用者用駐車施設																			
1～50	1																			
51～100	2																			
101～150	3																			
151～200	4																			
201～	全駐車台数×1%+2																			

		保し、そのスペースを白い斜線で表示することが望ましい。 ・ 駐車場の出入口付近に公道に向けて、当該駐車場が車いす利用者用駐車施設を備えていることわかる標記を設置することが望ましい。
--	--	---

整備項目	整備基準	望ましい基準
5 案内設備	<p>出入口付近の通行の支障にならない部分に、公園等全体の施設の配置及び経路を表示し、かつ、第3号の表7の項(1)から(3)までに定める構造の案内設備を設けるよう努めること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 構造 <ul style="list-style-type: none"> ・ 案内板を設ける場合は、車いす使用者が近づきやすい位置、車いす使用者が見やすい高さ等の構造とする必要がある。 ・ 標識が園路上に突き出す場合は、視覚障害者等の通行の支障とならないよう、下端が地上2m以上の高さに設置する。 ・ 標識には必要に応じて点字表示、触地図、音声案内装置等を設けることが望ましい。 ・ 主要な出入口や利用者が集まる場所等に、通行の支障にならないよう、高齢者、障害者等の利用に配慮して設置することが望ましい。 ・ 案内板周辺の床面は、平坦で固くしまっていてぬれても滑りにくい仕上げとする。 ○ 表示 <ul style="list-style-type: none"> ・ 表示内容が容易に読み取れるような文字の大きさ、色調、明度等とする。 ・ 平仮名、ピクトサイン、ローマ字等による表示を併用することが望ましい。 ・ 表示は、車いす使用者が利用可能な施設には、必要に応じて国際シンボルマークにより、その旨を表示することが望ましい。 ・ 必要に応じ、夜間利用に適した照明設備を設置することが望ましい。 ・ 視覚障害者等に配慮し、案内板に表示する情報は、管理事務所等において、多様な手法で情報伝達できるように工夫をすることが望ましい。